(3)　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(4)　雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

8　８の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。

9　９の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

〔(2)・(3)　略〕

(4)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

(5)　口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注７(4)に準じて記載すること。

10　10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

11　11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように26の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、25及び26の欄の記載は要しない。

12　12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

13　13の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成（放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺）、輻射器の細部の構成（輻射器、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数）及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の緯度及び経度、その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、□にレ印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

［新設］

(3)　雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。

9　７の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。

10　８の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔(2)・(3)　同左〕

(4)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

(5)　口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注８(3)に準じて記載すること。

11　９の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

12　10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように25の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、24及び25の欄の記載は要しない。

13　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

14　12の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成（放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺）、輻射器の細部の構成（輻射器、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数）及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の経度及び緯度、その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することができる。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。